

お知らせ

2013年 6月 5日

(平成25年)

報道解禁：6月11日15時30分以降

資料提供先：島根県政記者会、浜田記者クラブ

基準改正による取締の強化！

【第2回】特殊車両の指導取締を実施します

●今回の取締りでは、島根運輸支局と合同で島根県警察の協力を得て特殊車両の指導取締を実施します。

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

この度、「車両の通行の制限について」の一部改正(平成25年3月1日施行)を受け、違反行為を繰り返す違反者に対し、違反者名や違反内容を公表するなど更なる取締りの強化を図ります。「別紙-3参照」

○日 時：2013年(平成25年)6月11日(火) 13:30~15:30

※平成25年度、第2回目の取締となります。

○場 所：一般国道9号 浜田市日脚町^{ひなしちょう}地内

※詳細な位置は「別紙-1」を参照下さい。

○関係機関：中国運輸局 島根運輸支局

島根県警察 浜田警察署

○留意事項：取締予定の報道解禁は、取締日の15時30分以降とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。(当日の取材は可能です。)

問い合わせ先：国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

副所長 和田 昌也(わだ まさや)

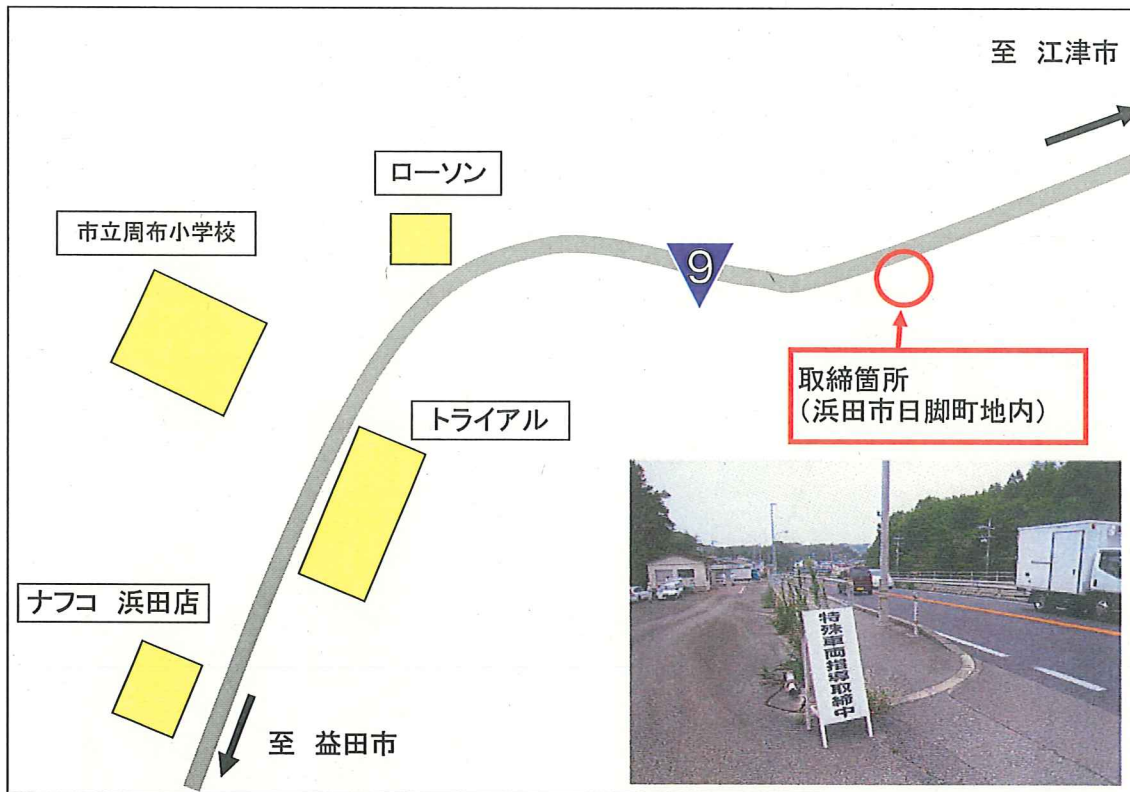
(管理担当) 道路管理課長 木村 邦久(きむら くにひさ)

(広報担当) 調査設計課長 梅田 俊夫(うめだ としお)

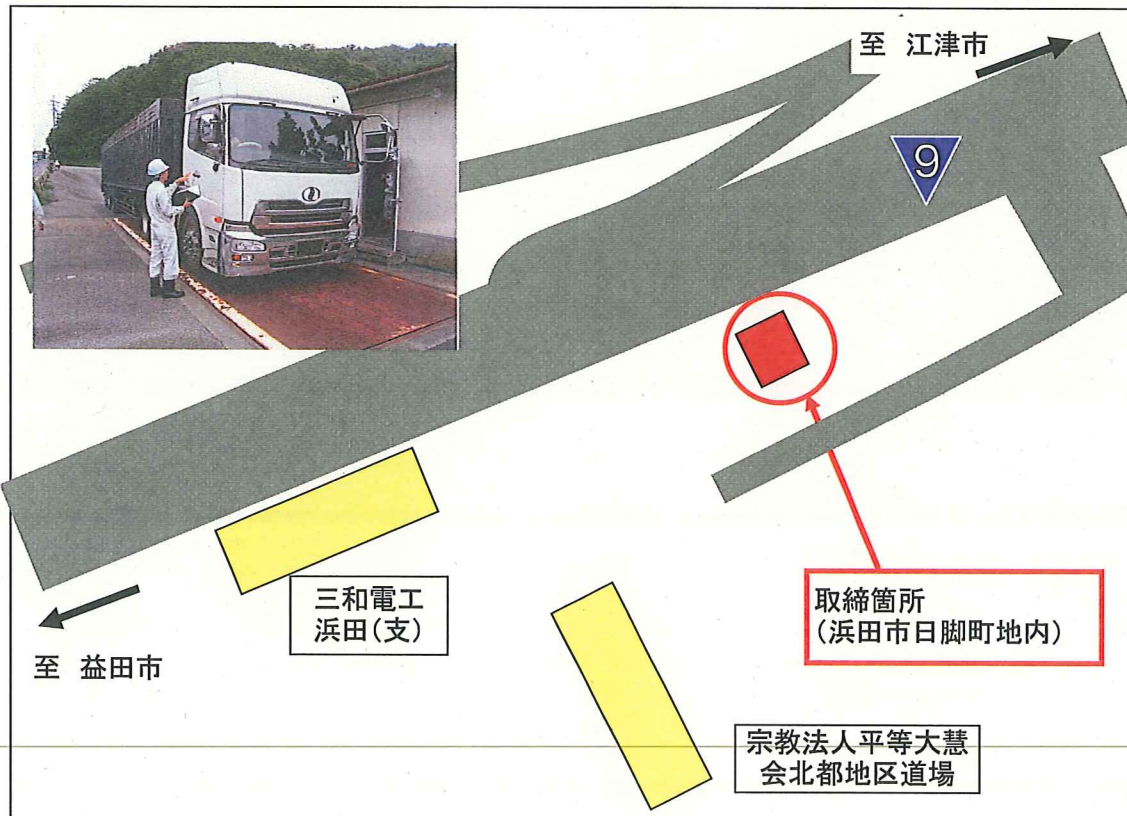
TEL 0855-22-2480(代表)

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

※1 取締り箇所位置図



※2 取締り箇所詳細図



※取締状況及び、結果

- 平成25年5月20日(月)に、今年度【1回目】の特殊車両指導取締を行いました。
- 1回目の取締りにおいて、5台の取締りを行い、4台に違反があったため許可の申請及び条件の確認をするように是正指導しました。
- 違反の内訳は、無許可違反 4台でした。

※現在までに、警察機関の御協力もありトラブルは発生しておりません、今後も引き続き円滑な特殊車両指導取締を行っていきます。

車両重量計測風景



許可証検査風景



車両寸法計測風景



※掲載の車両写真は、取締の状況写真であり違反の車両ではありません。

重要

事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

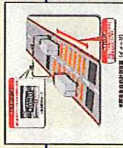
■ 取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、運行中止の命令をずる場合があります

■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住所	電話番号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課特殊車両係	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区富町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒747-8585 防府市国衛1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちら <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsel/index/00000012.html>

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を! 特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?

「特殊車両通行許可制度」



特殊車両の通行による社会資本への影響

道路 国民の財産として大切に使うもの



【道路法・道路構造令】

- 道路の長さ、強度は一定の基準で定められています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になってきているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 長さ・重さ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可車両の長さ、重さは、関係する法規等で下表のように決められています。

「特殊車両」に該当する車両

道路の構造による限度 (道路構造令)	道路運送車両の保安基準 (自動車法)	道路法別表 (参考)
長さ	全長(運転・積載) 制限なし *12m以内の車体で、トラックとトレーラは別々に算入し、(それぞれ1.5mまで)どこかこを超過します。	制限なし ただし、他の車両を牽引する場合は2.5m
幅	積載状態で2.5m	制限なし ただし積物の幅出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	制限なし (一部道路では4.1m)
総重量 (軸重(車軸1軸当り)の総和)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	制限なし ただし車体重量の積載を併せて考慮してはならない(積載)
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t

どれか1つでも超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその長、幅、高さ、重量、長さ及び最小半径の最小額は別表で定める)の長さ、重量、高さ、長さ及び最小半径の最小額は別表で定める。

道路法第47条第2項

車両その長さ、重量、高さ、長さ又は最小半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は重量に關する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとすることを申請し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するに必要と認めるときは、同条第1項の政令の定める最小額又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

ルールを守って
みんなが安心できる
きれいな道路を!

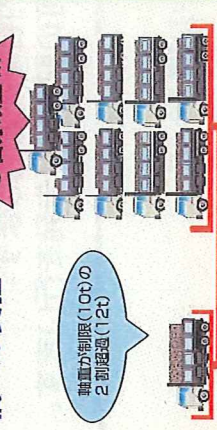
過積載車両が及ぼす 橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



過積載車両が及ぼす 橋への負担

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2倍、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を運行せよとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の長さ・重さ等に関して技術的・物理的な観点から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国土交通省)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む)を行っています。

規制情報等はリアルタイムで更新しています

申請時及び通行時の参考としてください。

【ポイント】>道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。

(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

>許可期間は車両や貨物の長さ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行等)により最長2年まで。

>申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!

申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。